

東金市合併処理浄化槽維持管理費補助金制度について

東金市合併処理浄化槽維持管理費補助金制度は、合併処理浄化槽の適正な維持管理をされている方に対して、一定の条件のもと合併処理浄化槽の維持管理費の費用の一部として1基につき、**12,000円**を**毎年度1回**を限度として助成します。

下記事項をご確認のうえ、対象となる方は是非ご検討ください。

1. 対象条件

- ア **自己の居住の用に供する住宅**であること。ただし、併用住宅にあつては、非住宅部分の面積が建築物の延べ面積の2分の1未満であること。
- イ 使用する合併処理浄化槽が**10人槽以下**であること。
- ウ 合併処理浄化槽の設置場所が市内で**公共下水道の供用開始区域及び農業集落排水の使用可能区域ではない**こと。
※ご不明の場合は下水対策課へご確認ください。
- エ **浄化槽法第11条による法定検査を受け合格**していること。(検査料は5,000円)
※裏面をご覧ください。
- オ 補助金交付申請日が浄化槽法第11条による**法定検査の受検日から3箇月を経過していない**こと。

2. 申請書類等の入手

申請書類等は、下水対策課窓口のほか、市役所本庁舎受付、各地区公民館（源・公平・豊成・正気・福岡・大和・丘山）に備えてあります。

また、**市ホームページからダウンロード**ができます。

※市ホームページ → 各課の窓口 → 下水対策課 → 浄化槽 → 合併処理浄化槽維持管理費補助金

3. 問合せ・申請先

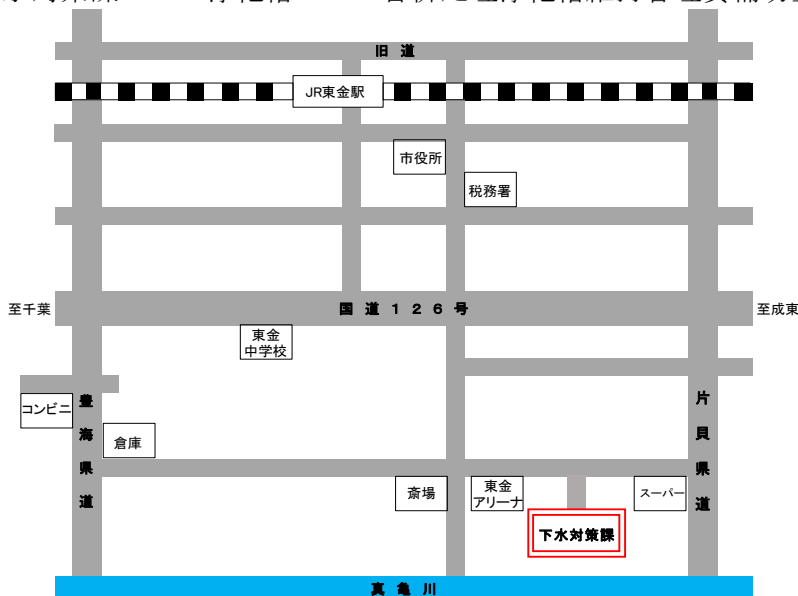
東金市家徳256番地1
東金市浄化センター2階

東金市 都市建設部

下水対策課 管理係

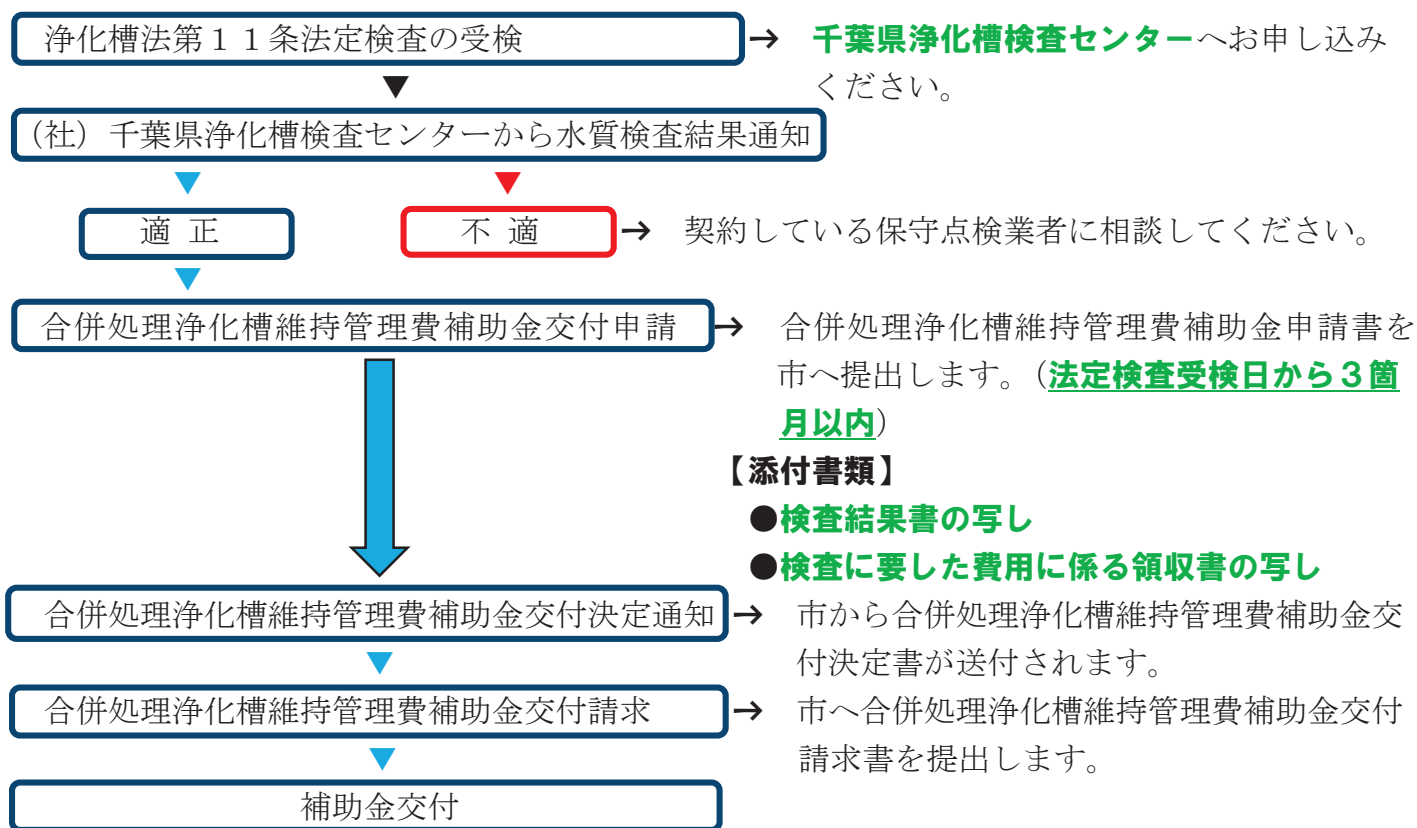
☎0475(50)1160

※補助金申請は窓口申請のみ
郵送等の申請は受け付けません



(裏面をお読みください)

申請手続等のながれ



●申請前にご確認ください

- 補助金交付は1年度に1回までとなります。申請年度の重複にご注意ください。
- 書類の提出時に印鑑が必要となります。印鑑をご持参ください。(シャチハタ不可)

浄化槽法第11条の法定検査について

浄化槽の管理者は、浄化槽が正しく機能しているかどうか、毎年1回「水質に関する検査(法定検査)」の受検が義務付けられています。検査料は5,000円です。

千葉県では「公益社団法人 千葉県浄化槽検査センター」が県内唯一の知事指定検査機関です。

11条法定検査の申し込み・問合せ

千葉県浄化槽検査センター

☎ 043-246-6283

ホームページ(URL) <http://cjks.jp/>